

行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方（案）の概要

I 改正の目的

- ・新たな産業の創出等に寄与することに関して、目的規定の見直しを含めて整理

II 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報保護法等改正と同様の改正（個人識別符号）

III 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の整備

- ・個人情報保護法等改正と同様の改正（定義（人種、信条等））、要配慮個人情報が含まれる場合は個人情報ファイル簿にその旨を記録

IV 公的部門の匿名加工情報の在り方

○匿名加工情報の仕組み

- ・活力ある経済社会等の実現のための仕組み
- ・利活用のメリットと権利利益の保護のバランス、行政の適正かつ円滑な運営に配慮
- ・スモールスタート

○匿名加工情報の定義

- ・官民流通の観点から、個人情報保護法等改正と同様の改正（定義）

○提供の対象としない情報

- ・行政機関等の事務事業に支障の生じるおそれがある場合
- ・取得プロセスの権力性・義務性、本人にとっての秘匿性とも相関
- ・情報公開法の不開示情報（法人情報、国の安全、公共の安全、事務事業支障等）

○匿名加工情報の流通

- ・提供先との契約
- ・情報公開法の開示請求の対象外（不開示情報に位置づけ）
- ・行政機関の長等の裁量による提供
- ・対価の徴収

○公的部門の規律

- ・個人情報保護法等改正と同様の改正（行政機関等が作成・提供する場合の規律、民間部門が提供を受ける場合の規律）。

○加工基準

- ・民間部門と同等の内容を委員会規則により定める

V 匿名加工情報に係る規律の確保

○公的部門の監督

- ・民間部門と併せて委員会が監視・監督。基本的には民間事業者に対する権限と同様のものとするが、対象が行政機関であることを踏まえ、必要かつ適切な権限規定。

○公的部門の特徴に応じた措置

- ・提供先から不適正に流出した場合には、運用上、行政機関等が委員会に対して民間事業者等への適切な権限行使を求めるケースもあり得る
- ・トレーサビリティ
- ・行政機関等に提供を促していくような運用上の取組
- ・提供の判断に関するガイドラインと遵守状況の確認
- ・安心して匿名加工を委託できる機能の整備

VI 独立行政法人等の取扱い

- ・独法等個人情報保護法には行政機関個人情報保護法に準じた規定を設ける
- ・独法等が手数料の額を参酌して定める